

平成28年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成28年5月20日(金) 午後2時30分

召集場所 清須市役所3階第1会議室

開 会 平成28年5月20日(金) 午後2時30分

出席委員 18名

1番 大橋 浩	2番 渡辺 秋郷	3番 山田富士雄	4番 横井 満之
5番 浅井 尊弘	6番 齊藤 嘉男	7番 横井 忠勝	—————
9番 猪子 勝三	10番 加藤 重雄	11番 花木 満	12番 石黒 鉦俊
13番 石塚 芳政	14番 加藤 定雄	—————	16番 後藤 末秋
17番 加藤 和伸	18番 星野 満	19番 木村 芳彦	20番 加藤 頌茲

欠席委員 2名

8番 中野 浩光、15番 後藤 鉄雄

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、石塚 正己、安藤 敏秀、野口 泰司

議事日程

1 提出案件

議決案件

議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

議案第5号 農用地利用計画変更の申出…………… 1件

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請…………… 1件

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請…………… 2件

(2) 報告案件

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出…………… 2件

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出…………… 12件

報告第6号 農地改良の届出…………… 3件

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による競売参加目的とした買受
適格証明…………… 1件

2 その他

会

長 こんにちは。日差しも日に日に強くなってきて、水稻を中心に農繁期となってきます。委員の皆さまにおかれても、これから多忙な時期を迎えます。体調管理には十分注意していただきたいと思えます。

では、改めまして、ただいまから、平成28年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は18名で、8番中野浩光委員と15番後藤鉄雄委員から欠席との連絡が入っております。出席委員については定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は6番齊藤嘉男委員と7番横井忠勝委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。それでは、本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件「(1) 議決案件」について、

- ・「議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
- ・「議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
- ・「議案第5号 農用地利用計画変更の申出」1件
- ・「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請」1件
- ・「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」2件

「(2) 報告案件」について、

- ・「報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」2件
- ・「報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」12件
- ・「報告第6号 農地改良の届出」3件
- ・「報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による競売参加目的とした買受適格証明」1件

それでは、「議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、この2議案は関連がございますので、一括して議題といたします。では、事務局に説明を求めます。

事務局

平成28年3月20日開催の平成27年度第12回清須市農業委員会会議において議決した「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計

画（案）」について、平成28年4月8日から同年5月6日にかけて農業者などから意見及び要望を募集しました。その結果、意見はありませんでしたので、評価の案のとおり決定することについて、お諮りします。なお、3月末での数値が確定しましたので、農家数や農地面積が変更になっています。また、4ページの「点検・評価」の「(4)情報の提供など」欄「農地の権利移動などの状況把握」の件数については、3条の届出の件数を前回含めていませんでした。権利の移動に当たりますので、その件数を含めました。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などがあればお伺いいたします。

渡 辺 委 員 数字が変わっているということですが、4月に意見を募集したときは数値がわかっているはずなので、確定値を載せたもので意見募集すればよかったのではないですか。

事 務 局 前回、議決された案件ですので、数値もそのままとしました。

会 長 他に意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について当農業委員会として承認することといたします。

続きまして「議案第5号 農用地利用計画変更の申出」を議題といたします。なお、木村芳彦委員については、この案件の利害関係人ですので、審議中の発言は控えてください。では、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第5号をお願いします。今回は1件ございます。

この案件は、五条広域事務組合から清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会の意見を求めるものです。通称「農用地の除外」といわれるもので、農用地区域を農用地でないものにする手続きです。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあり、

- (1) 他の土地で代えることが困難なこと
- (2) 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- (3) 農用地の利用集積に支障がないこと
- (4) 土地改良施設の機能に支障がないこと
- (5) 土地改良事業の完了後8年を経過していること

が挙げられます。

では、番号1をお願いします。

場所については、春日杵前59番以下37筆合計面積14,559㎡です。清須市学校給食センター及び五条川右岸に隣接する土地に火葬場を建設したいとしての申請です。位置は、愛知県道190号名古屋一宮線から西側300m、名古屋環状2号線から北側400mに位置し、近隣では民間の一場御園地区開発が行われるなどの宅地化が進み、辺縁部となります。

五条広域事務組合は、清須市とあま市、以下「構成市」といいます、で組織する一部事務組合で、現在、汚泥再生処理センター及び火葬場整備の事務を共同処理しております。

その中で重要課題である火葬場整備については、高齢化による将来の火葬件数の増加及び大規模災害などへの対応を見据えた施設の必要性を判断し、施設整備の実現に向けて取り組んできました。人生の終焉の場である斎場は、市民生活に深い関わりを持つとともに、近年火葬率がほぼ100%に達したことにより、地域社会に不可欠な都市施設となっています。しかし、構成市では、火葬を周辺自治体の施設に依存しているのが現状です。

こうしたことから、構成市において昭和54年6月に旧春日地区に斎場を建設するという覚書が締結され、建設地の選定について慎重に調査検討を進めてきました。その後、候補地の中から、斎場を建設するのに最も相応しい場所として、平成16年10月に作成した火葬場施設基本計画における「建設候補地の比較・評価基準」に基づき、組合議会への説明などを経たうえで平成17年7月5日に当地を建設地に決定いたしました。

建設地の決定後は、地元及び周辺住民に対し何度も説明会を開催し、斎場整備についての理解を求めてきました。現在、地元では住民らで協議会が組織され、周辺対策の要望事項を取りまとめているところです。

4月16日には、全地権者を対象にした説明会を開催し、農用地の除外について説明し、承諾をいただきました。

事業計画地については、農業振興地域内の農用地ではありますが、農用地の辺縁部になり、農地転用を行った場合でも周辺農地への対策も含め、農作業に対する影響も少なく、かつ、今後の利用集積についても、効率的かつ総合的な利用を阻害するような要因にもならないと判断しております。また、施設内を流れる農業用の用排水施

設や近隣の農道などの利用に支障を及ぼさないよう、細心の注意を払っていきたいと考えております。

以上のことにより、周辺自治体への火葬依存状況及び将来の火葬需要の増加に対応すべく、今回農用地の除外を申請いたします。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などがあればお伺いいたします。この案件の地元は、後藤末秋委員ですが。

後藤末秋委員 はい、それでは地元の意見を述べさせていただきます。説明のあったとおりですが、平成17年に予定地を決定しています。（中略）様々な議論がされてきましたが、五条広域事務組合が最後に必要な施設として提案がありました。周辺対策をしっかりとやっていただければ、止むを得ないと考えます。

加藤頌茲委員 図上で示されただけで、地権者に十分な説明を。地元調整が必要な地区もあり、まだ調整されていないと聞きます。青地の除外で、第1段階で場所が示されたと考えます。

会 長 他に何かご意見などありませんか。地域だけじゃない全体の話ですので、皆さんで協力してもらいたい。少しでも前に進むようにやってもらうよう、農業委員会としても承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。では、事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書19ページ、番号2をご覧ください。

申請地は、一場福島____番、登記、現況ともに畑で、面積は442㎡です。

使用貸人を____様と、使用借人を____様とする農地バンク制度を利用した3条許可での使用貸借設定です。____様は高齢のため、農業従事をするのができず、____様は農業従事の拡大をしたいとのことで、今回の申請となりました。____様については、農機具一式一台を所有し、200日の従事日数、営農の規模は、この度の面積を含め耕作面積2,117㎡、通作距離3km、通作時間10分です。また、申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などがあればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。この案件の地元は、加藤重雄委員ですが。

加藤重雄委員 _____様は、病気ということでなかなかできない。_____様は、農業塾に通われていて大丈夫だと思います。

会 長 他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、「議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題といたします。では、事務局に説明を求めます。2番から。

事 務 局 はい、会長。それでは、20ページ番号2について説明します。

申請地は、清須市春日舟付____番、登記、現況ともに田、面積1,121㎡、春日舟付____番、登記、現況ともに田、面積408㎡、春日舟付____番、登記、現況ともに田、面積514㎡、3筆合計面積2,043㎡です。

農業振興地域農用地外で農地区分は運用通知第2の1の(1)、エー(ア)ーaー(b)に該当し、名古屋第二環状自動車道清洲東インターチェンジ第2出口から概ね300m以内の区域にある農地により第3種と判断でき、原則許可になります。譲受人_____様と譲渡人_____様と_____様した所有権の移転になり、駐車場での敷地拡大の農地転用であります。

_____様は、(中略)包装資材の加工及び販売業をしています。現在、配送センターの従業員64名が自家用車通勤をして、36台分の駐車場を近隣で保有しているものの、残りの28台分は系列会社の_____様に借りたり、春日立作の営業車専用の賃貸駐車場にて営業車と自家用車の乗り換えをしてきましたが、_____様の工場建設及び賃貸駐車場の契約解除に伴い、駐車場の確保が必要になり、外渉部配送センター近隣の土地所有者に相談したところ承諾を得ることができ、28台分の駐車場の土地を集約することができたので、申請しました。

一般基準についても、特段問題があるとは考えられませんのでよろしく申し上げます。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などがあればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。この案件の地元は、木村芳彦委員ですが。

木 村 委 員 あのこれ、1スパンの中にパイプラインの出口が2つあります。角地をはさんでの申請なので水が入らない。所有者に聞いたら、田をやらないので、移設しなくてよいと言われました。43番については、周辺に田が残っているので、パイプラインの移設が必要なので、申請者に伝えてもらいたい。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

加藤頌茲委員 パイプラインいらないとされたところもなんらかの処置が必要ではないか。

会 長 この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について承認することといたします。続いて、3番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長。それでは、20ページ、3番について説明します。

申請地は、清須市春日須賀東___番、登記田、現況畑、面積445㎡の市街化調整区域内の農地です。譲受人を_____様、譲渡人を_____様とした賃貸借権の設定で、駐車場を設置するための農地転用です。

譲受人は、(中略)自動車の販売、買取、修理及び整備の事業を行っています。また、車両を改造、装備を追加で装着しての販売を行っており、これまでは、同業者の駐車場や路上にて一時保管していたものの、事業の拡大により、保管場所を新たに設置する必要が生じました。申請地は、営業所にも近く、利便性に優れ、面積や形状についても、適当であるため今回の申請に至りました。

農地区分は、名古屋高速16号一宮線春日入口から170m以内の区域内にある農地であるため、第3種農地と判断でき、原則許可になります。

一般基準については、転用の理由及び資金計画から申請目的の実現の確実性並びに排水計画から周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、特段問題があるとは認められません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意

見などがあればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。この案件の地元は、星野満委員ですが。

星野委員 特別問題ありません。
会長 他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について承認することといたします。これをもちまして、議決案件については終了いたします。

続きまして、「(2) 報告案件」に入ります。「報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、何かありましたらお願いします。

花木委員 5番、廻間一丁目___番、登記畑、現況宅地ですが。
会長 結構です。

石黒委員 3番、土田郷上切___番、登記、現況ともに畑ですが。

会長 いいですよ。
その他質問などがなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

続いて、「報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」に移ります。地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

5番から7番、寺野美鈴___番、___番、___番、___番、___番、共に登記畑、現況宅地です。既に駐車場として使用されています。

続いて8番、上条二丁目___番、登記田、現況畑です。

石塚委員 周りに田はありませんので、問題ありません。

会長 9番、新清洲二丁目___番、登記、現況ともに畑ですが。

石黒委員 はい、問題ありません。

会長 10番、西枇杷島町小田井三丁目___番、登記田、現況畑ですが。

渡辺委員 はい、問題ありません。

会長 11番、春日鳥出___番、登記、現況ともに田ですが。

星野委員 問題ありませんね。

会長 12番、阿原神門___番、登記田、現況雑種地ですが。

横井満之委員 問題ありません。

会 長 13番、清須土居____番、登記田、現況宅地ですが。
横井忠勝委員 問題ありません。
会 長 14番、東須ケ口____番、登記田、現況畑ですが、ここは問題あり
ません。
横井忠勝委員 15番、清洲大下町____番、登記、現況ともに畑ですが。
会 長 16番、新清洲六丁目____番、登記、現況ともに畑ですが。
横井忠勝委員 周りは畑ばかりですの。
会 長 以上の件について、何か質問などありませんか。質問などがなけ
れば、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

続いて、「報告第6号 農地改良の届出」に移ります。3番、西田
中蓮池____番、同白山____番、4番、西田中蓮池____番、5番、西田
中松本____番、すべて田から畑への改良です。

事 務 局 中野委員から問題なしと聞いております。
会 長 その他何か質問などありませんか。質問などがなければ、異議な
しとさせていただきます本委員会として承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

続いて、「報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による競売
参加目的とした買受適格証明書」に移ります。

一場御園____番、登記、現況ともに畑です。

事 務 局 事務局から説明してもよろしいでしょうか。本案件は、競売物件
が農地である場合、農業委員会が農地転用の要件を満たすか審査
し、証明書を発行するものです。競売に参加するための証明ですの
で、今回は1件だけですが、現在、数社から問合せがあり、来月の農
業委員会でも同様の場所での申請があると思われま。今後は、落
札した者から改めて農地転用の届出がされます。

会 長 その他、何か質問などありませんか。質問などがなければ、異議
なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

それでは、「(3) その他」へ移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 特にありません。

会 長 それでは、次回開催について確認します。平成28年6月20日、月
曜日、午後2時から、場所は水トピア庄内です、普段と会場が違いま
すのでお間違えのないようよろしくお願いします。

以上をもちまして平成28年度第2回清須市農業委員会を閉会いたし

ます。

—終了時刻午後3時30分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な個人名は「_____様」、
地番は「____番」との表記で省略して記載しています。